

# 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画

～がんばるあなたへの応援プラン～

(第3期計画 計画期間 平成27年度～平成31年度)

平成27年2月

岐阜県

# 目 次

## 第1章 はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	第2期計画の取り組みの検証	3

## 第2章 ひとり親家庭等の現状

1	離婚件数の推移	4
2	児童扶養手当受給者数の推移	4
3	ひとり親家庭等の現状	5
	(1) ひとり親家庭等の世帯数	5
	(2) ひとり親になった理由	5
	(3) 生活上の問題	6
	(4) 収入の状況	7
	(5) 世帯の預貯金額	8
	(6) 就業の状況	9
	(7) 住居の状況	11
	(8) 養育費の状況	12
	(9) 行政への要望	13
4	ひとり親家庭等を取り巻く課題	14
	(1) 母子家庭	14
	(2) 父子家庭	14
	(3) 寡婦	14

## 第3章 基本理念及び目標

1	基本理念	15
2	計画の基本目標	15
3	重点目標	16

## 第4章 計画推進のための施策の方向

1	計画の概要	18
	[参考資料] 6つの基本目標と主な施策について	19
2	基本目標を達成するための具体的施策と今後の方向	20

## 第5章 計画の推進体制

1	計画の推進	29
2	国・市町村・関係団体との連携及び役割	29
	(1) 国の役割	29
	(2) 県の役割	29
	(3) 市の役割	30
	(4) 町村の役割	30
	(5) 母子・父子福祉団体の役割	30
3	地域との協働	31
	(1) 地域での活動の推進	31
	(2) ひとり親家庭等の地域活動への参加推進	31
	(3) 民間企業における環境整備	31

## 資料編

資料 1	第 2 期計画（計画期間 平成 2 2 年度～平成 2 6 年度）施策の実績	3 2
資料 2	用語解説	4 3
資料 3	主な相談機関	4 5
1	総合的な相談窓口	4 5
2	就業関係の相談窓口	5 0
3	その他の相談窓口	5 2
資料 4	岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱・名簿	5 4

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

岐阜県では、平成17年に「岐阜県母子家庭及び寡婦等自立促進計画」（以下「計画」という。）の第1期計画を、平成22年に第2期計画（計画期間平成22年度～26年度）を策定し、母子家庭や父子家庭、寡婦が自立した生活ができるよう、相談や就業支援、子育て支援や生活支援など効果的かつ総合的な福祉施策を展開してきたところです。

岐阜県では、ひとり親家庭を取り巻く現状を把握するため、平成25年11月に「岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。この結果によると、近年、岐阜県では離婚件数は減少傾向にあるものの、ひとり親家庭数は増加しており、母子家庭の増加率は約4%、父子家庭については、64%と大きく増加しました。母子家庭においては、約半数が平均年間収入200万円未満の非正規雇用であり、依然不安定な状況が続いています。また、父子家庭の父の就業形態は、約6割が正社員・正職員であり、母子家庭の母の正社員・正職員の割合が約2割なのに比べると、圧倒的に多い結果となっていますが、平均年間収入を見ると、平成20年の370万円に対し、320万円と50万円減少し、依然厳しい状況が続いています。

こうした中、国においては平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）を公布し、本計画の根拠法令の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称し、父子家庭を含むひとり親に対する支援施策の拡充が図られました。また、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、子どもの貧困率は16.3%であるとされ、大人が一人の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は54.6%であることがわかりました。貧困の連鎖を断ち切るため、実効性のある施策に取り組んでいくことが求められています。

県では、こうした状況を踏まえ、第2期計画の実績を検証するとともに、学識経験者、就労・経済分野、母子・父子福祉団体等から意見をお伺いし、年々複雑、多様化していくひとり親家庭等を取り巻く環境に対応した自立支援のあり方について、第3期計画として取りまとめました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）第11条に基づき国が定めた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成24年9月に成立した「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえて策定する同法第12条に規定する「自立促進計画」とします。

## 3 計画の対象

### (1) 計画の対象者

この計画の対象者は、母子父子寡婦福祉法の規定により下記の定義による母子家庭、父子家庭、寡婦とします。また、第2章「ひとり親を取り巻く現状」における「母子世帯」、「父子世帯」は、「母子家庭」、「父子家庭」と同じ定義とします。

ただし、計画に掲げる施策の中には上記対象者以外の方を含めている場合があります。

なお、第4章の具体的施策に掲げる「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」及び公営住宅法に基づく「県営住宅における優先入居制度」については「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により配偶者からの暴力により婚姻が事実上破たんしている世帯についても母子家庭と同様に対象者に含むこととします。

[定義]

ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭、寡婦
ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭
(母子家庭、父子家庭)	次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭 ・配偶者と死別あるいは離婚し、現在も婚姻していない方 ・配偶者の生死が不明な方 ・配偶者から遺棄されている方 ・配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方 ・配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けないためその扶養を受けられない方
寡婦	かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人し、現在も配偶者がいない状態にある方
ひとり親	母子家庭の母、父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

### (2) この計画の対象地域

この計画は岐阜県が広域行政としてひとり親家庭等に対する施策を推進するため、中核市である岐阜市を除いた岐阜県全域を対象地域とします。

## 4 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

## 5 第2期計画の取り組みの検証

平成22年2月に名称を「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画」とし、第2期計画を策定し、岐阜県における母子家庭、父子家庭及び寡婦のより安定した子育てや就業、生活の実現を支援するため、様々な施策を推進してきました。特にひとり親家庭に対し、相談機能及び情報提供の強化を通じ、就業支援の促進を行ってきました。それでは、第2期計画の基本目標ごとの検証に移ります。

### ○相談機能及び情報提供の強化

計画期間中の相談件数は、ひとり親自立支援員に50,846件、岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、1,810件でした。ひとり親家庭等の種々な相談に応じられるよう、今後も関係者の研修を実施し、相談体制の充実を図っていきます。

### ○就業支援の促進

高等職業訓練促進給付金等事業において、平成22年度から平成25年度末までの間に給付金受給者のうち9割（県実施分のみ）が看護師等の資格を取得し、その後、就職や進学につながることができました。

### ○子育て支援及び生活支援、養育費の確保に向けた支援

ひとり親自立支援員を36名（県9名、市27名）配置（平成25年度末時点）し、身近なところでの相談に対応してきました。

### ○経済的支援

児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付によりひとり親の経済的な自立を支えてきました。

このような取り組みは、ひとり親やひとり親自立支援関係者等の要望を施策として反映してきたものでもあります。近年ひとり親家庭は増加の一途であり、そのニーズもますます多様化しています。「ひとり親家庭及び寡婦の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします」という基本理念の実現に向け、きめ細やかで実効性のある施策を推進していく必要があります。

## 第2章 ひとり親家庭等の現状

### 1 離婚件数の推移 (表1)

岐阜県の平成25年の離婚件数は3,227件で、平成20年から概ね減少傾向にあります。

表1 岐阜県の離婚件数の推移

	H20	21	22	23	24	25
離婚件	3,413	3,534	3,395	3,385	3,306	3,227

出典：厚生労働省「都道府県別人口統計」

### 2 児童扶養手当受給者数の推移 (表2、図1)

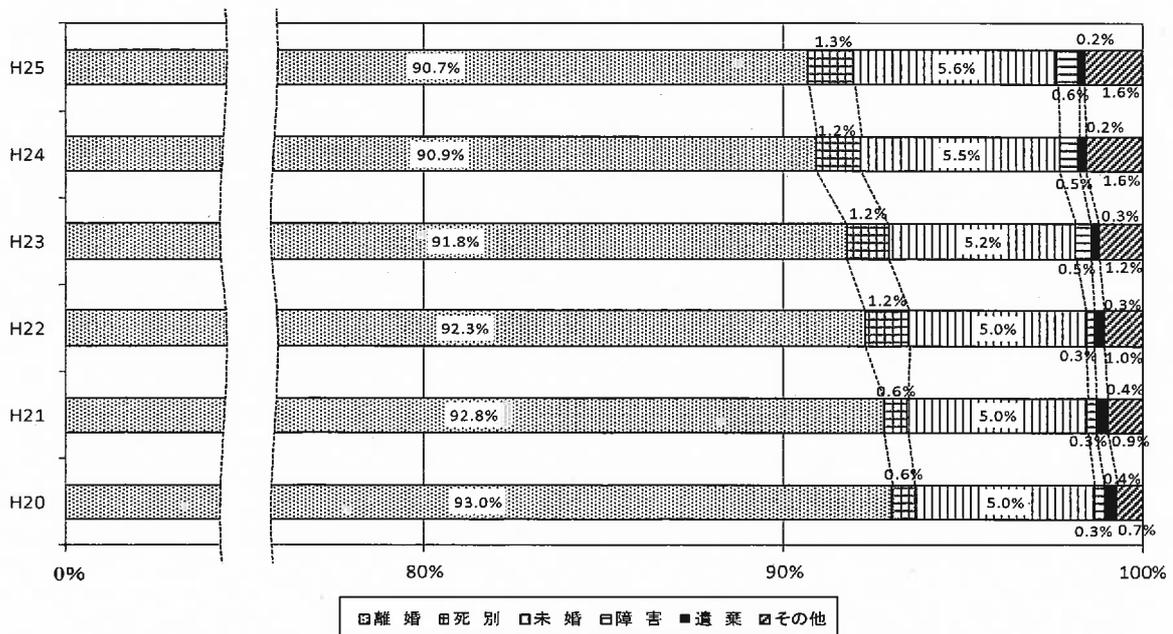
岐阜県の児童扶養手当受給者数の推移については、母子世帯数の増加に伴い、年々増加の傾向にあります。児童扶養手当受給者数の増加により、支給額も増加しています。

また、手当の受給者となった理由別では、「離婚」の割合が最も多く、平成25年では、90.7%となっており、次いで未婚が5.6%と高くなっています。

表2 岐阜県の児童扶養手当受給者と支給額の推移

	平成20年	21	22	23	24	25
受給者	13,184	13,508	14,703	14,979	15,739	14,757
支給額	6,096	6,124	6,386	6,822	6,881	6,847

図1 岐阜県の児童扶養手当受給者の推移 (理由別)



出典：「福祉行政報告例第61表」(受給者数)、「児童扶養手当国庫負担金実績報告書」(支給額)

### 3 ひとり親家庭等の現状

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の生活実態及びニーズを把握するため、下記の実態調査を実施しました。調査結果については、「平成25年度 ひとり親家庭実態調査報告書」としてまとめ、この計画を策定するための基礎資料としました。

○平成25年11月1日実施「岐阜県ひとり親家庭実態調査」  
 H25.9.1 現在の世帯数調査及び、世帯数調査を基にした母子世帯1,900世帯、父子家庭400世帯、寡婦200世帯を対象としたアンケート調査

※以下、図表を見る上での留意点

- ・構成比は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があるとともに、複数回答を可能とした設問については合計が100%を超える場合がある。
- ・「-」は調査項目にあるが、該当する数値のないことを示している。
- ・平成20年度ひとり親家庭実態調査結果と比較している。

#### (1) ひとり親家庭等の世帯数 (表3)

岐阜県の平成25年9月現在の母子世帯数は、18,996世帯、父子世帯は1,548世帯となっており前回調査時と比較して母子家庭は4.12%、父子家庭は63.99%増加しており、父子家庭において大幅な増加が目立ちます。

表3 岐阜県の母子家庭・父子家庭数

	H25.9.1 (世帯)	H20.9.1 (世帯)	増加数 (世帯)	増加率 (%)
母子家庭	18,996	18,244	752	4.12
父子家庭	1,548	944	604	63.99
計	20,544	19,188	1,356	7.07

#### (2) ひとり親になった理由 (表4)

ひとり親になった理由については、母子家庭、父子家庭とも生別が圧倒的に多く、寡婦は「死別」が圧倒的に多くなっています。

表4 ひとり親になった理由 (H25) (単位：%)

理由	母子家庭	父子家庭	寡婦
死別	2.4	20.3	83.6
生別	97.5	79.8	16.4
計	99.9	100.0	100.0

### (3) 生活上の問題 (図2)

現在の悩みについて、母子家庭では「生活費」と答えた人が72.9%と最も多く、続いて「仕事」が35.0%、「子育て・教育」が31.5%、「健康」が21.1%、「借金・ローンの返済」が15.2%となっています。

父子家庭についても、「生活費」と答えた人が64.1%と最も多く、続いて「借金・ローンの返済」が34.2%、「子育て・教育」が33.3%、「仕事」が30.8%、「健康」が15.4%となっています。「家事」は、10.3%となり、前回の平成20年調査42.7%から大幅に減少しました。

寡婦については、63.0%が「悩みがない」と答えています。

図2-1 現在の悩み (H25)

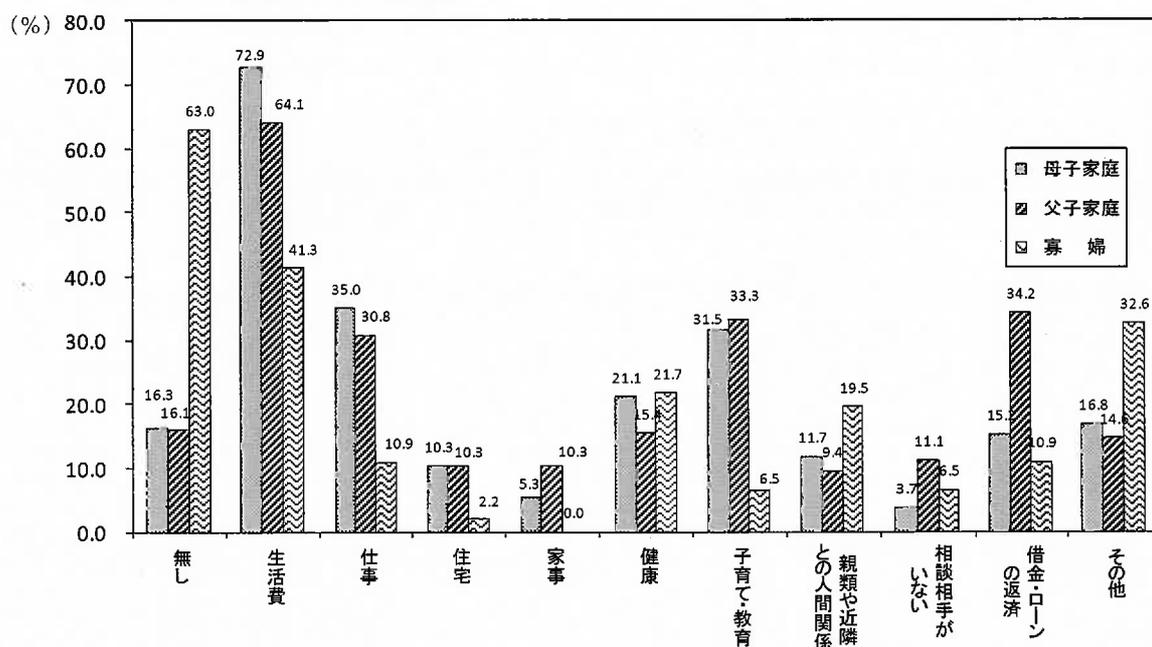
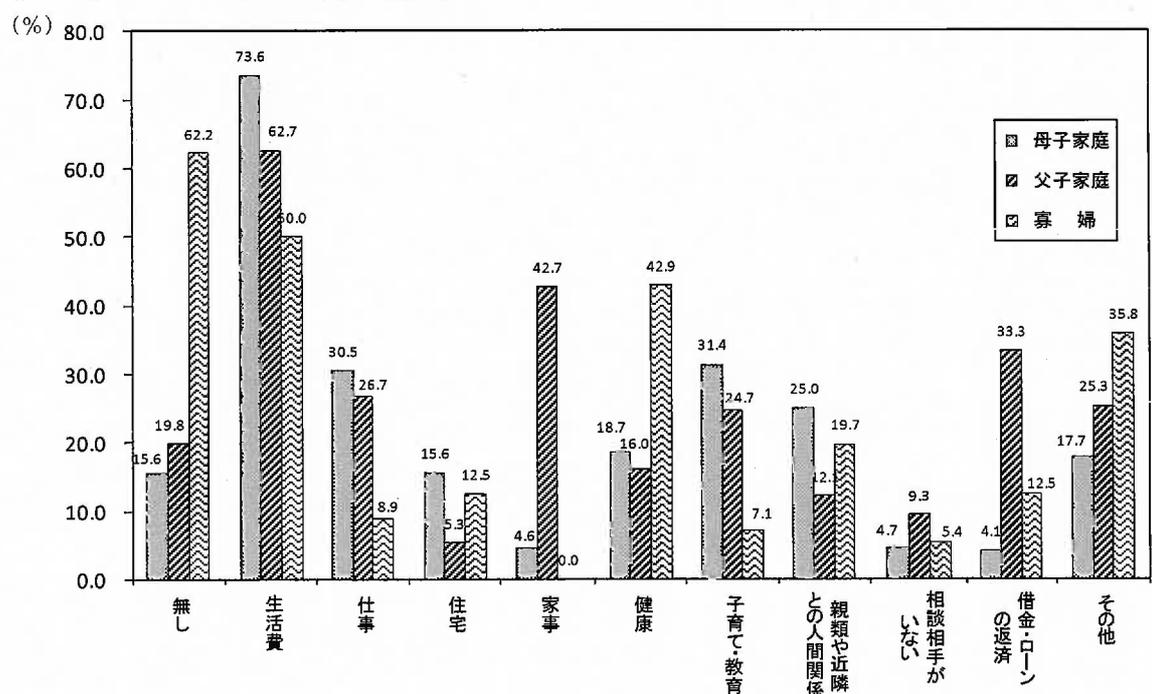


図2-2 現在の悩み (H20)



(4) 収入の状況 (図3)

各世帯の年間の総収入を調査したところ、母子家庭では「100～200万円未満」が34.1%と最も多く、200万円未満の割合が約5割と全体的に低収入の階層に集中しています。

父子家庭については、「300～400万円未満」が32.1%と最も高くなっていますが、200万円未満の割合は、前回の平成20年調査では8.6%だったのに対し、29.3%と大きく上回り、低収入の階層の割合が増加しています。

また、寡婦についても母子家庭と同様、「100～200万円未満」が33.3%と最も多く、次いで「200～300万円未満」18.0%の順となっています。

図3-1 世帯の年間収入 (H25)

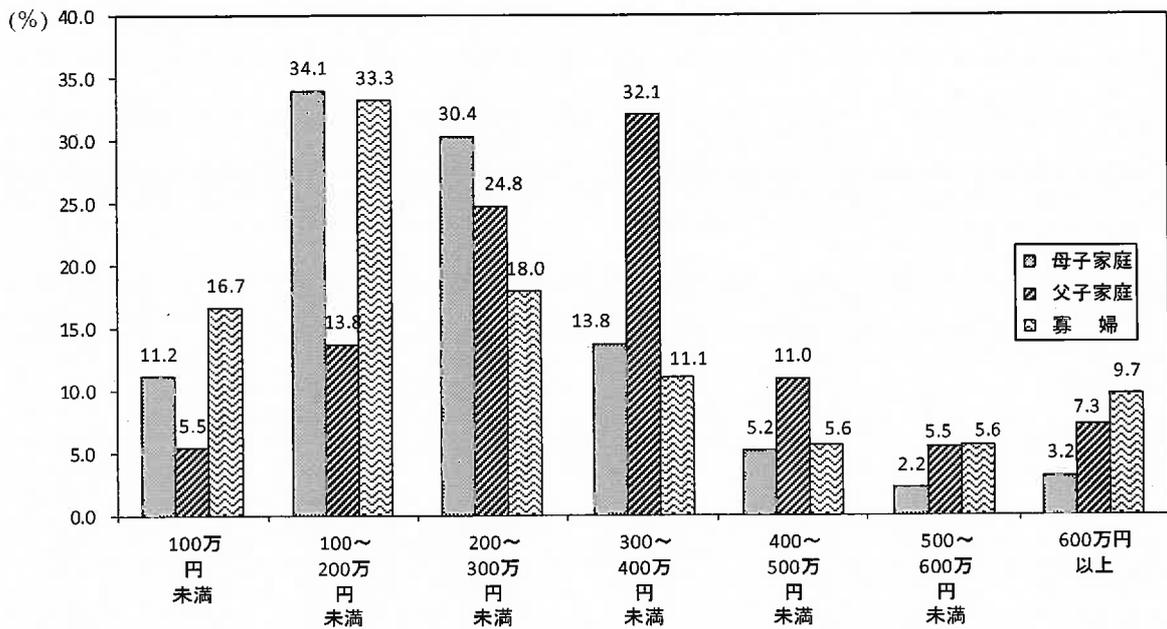
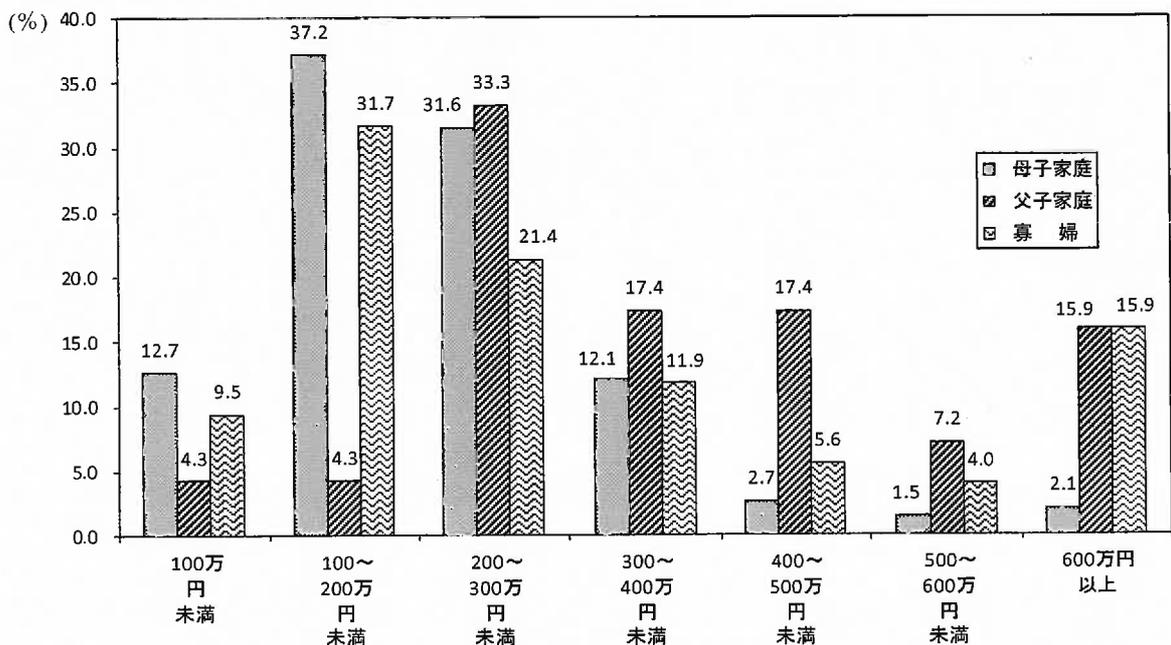


図3-2 世帯の年間収入 (H20)

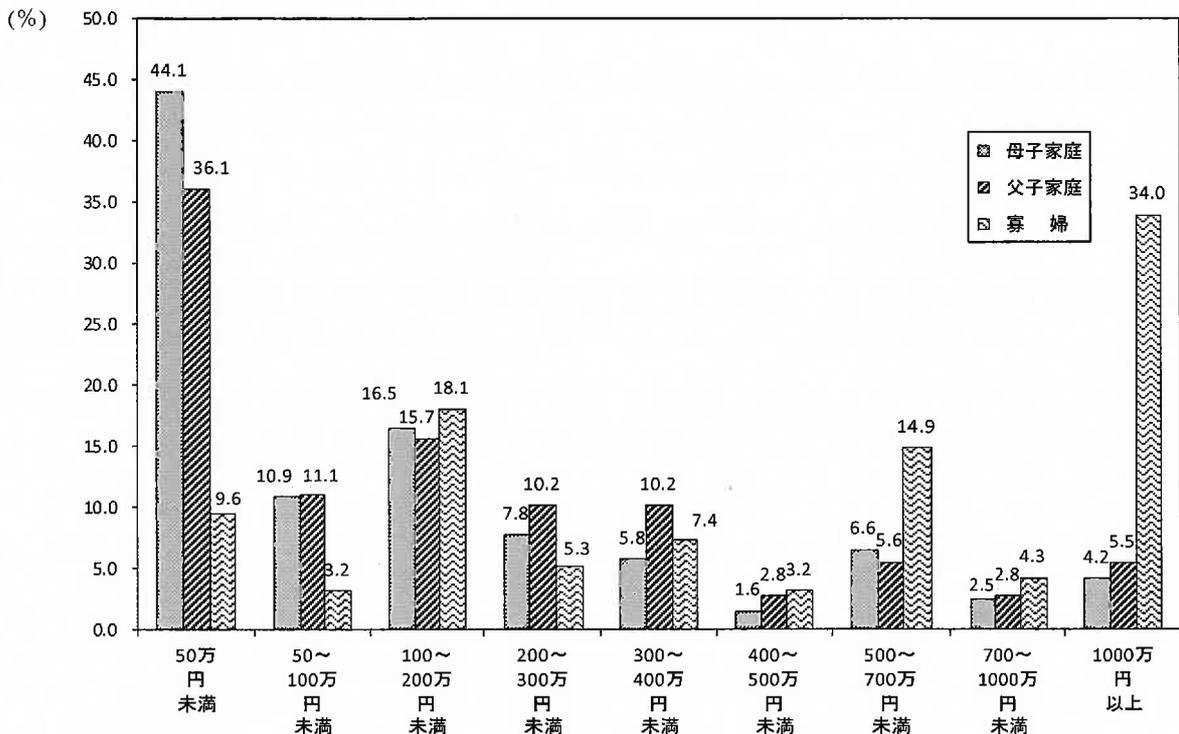


(5) 世帯の預貯金額 (図4)

各世帯の年間の預貯金額を調査したところ、母子家庭、父子家庭ともに「50万円未満」が最も多い結果となりました。

寡婦については、年間収入は、母子家庭と同様の傾向でしたが、預貯金額については、「50万円未満」が9.6%となっているものの、母子家庭、父子家庭よりも多い結果となりました。

図4 世帯の預貯金額 (H25)



## (6) 就業の状況

### ① 就業形態 (図5)

就業形態は、母子家庭では「正社員・正職員」が37.3%、「派遣社員」と「臨時・パート」を合わせると46.0%と半数に近く、「無職」が7.6%と続いています。

父子家庭では、「正社員・正職員」が61.7%と大半を占めますが、「派遣社員」と「臨時・パート」を合わせると、5.7%となっています。

寡婦でも55.6%が就労しています。

前回の平成20年調査と比較すると、全ての世帯において「正社員・正職員」の割合が増加しています。

図5-1 就業形態 (H25)

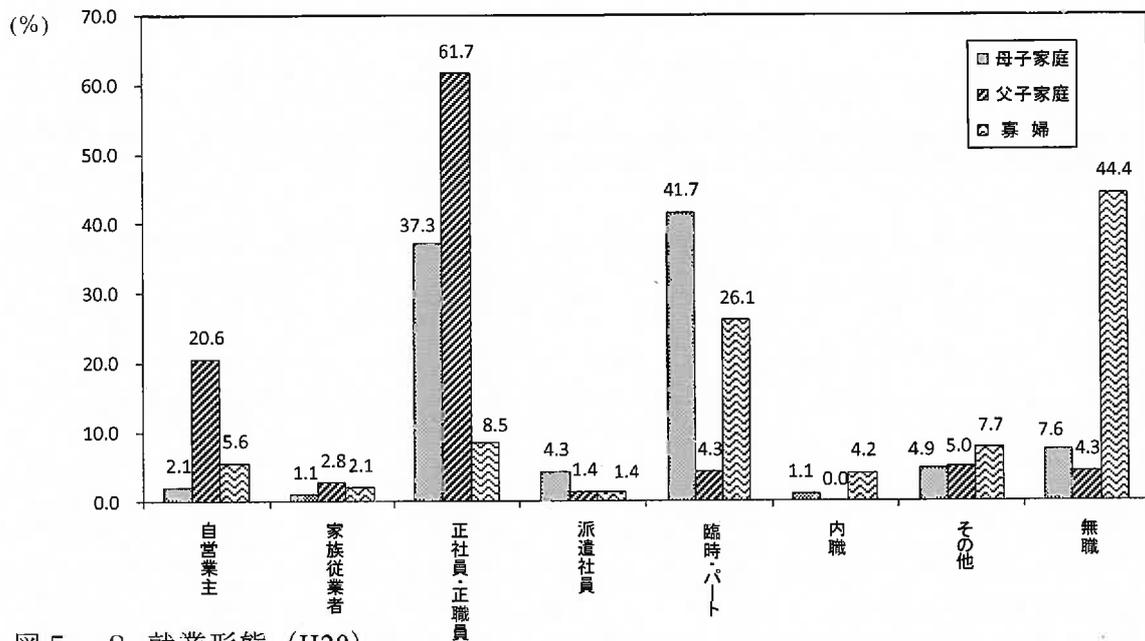
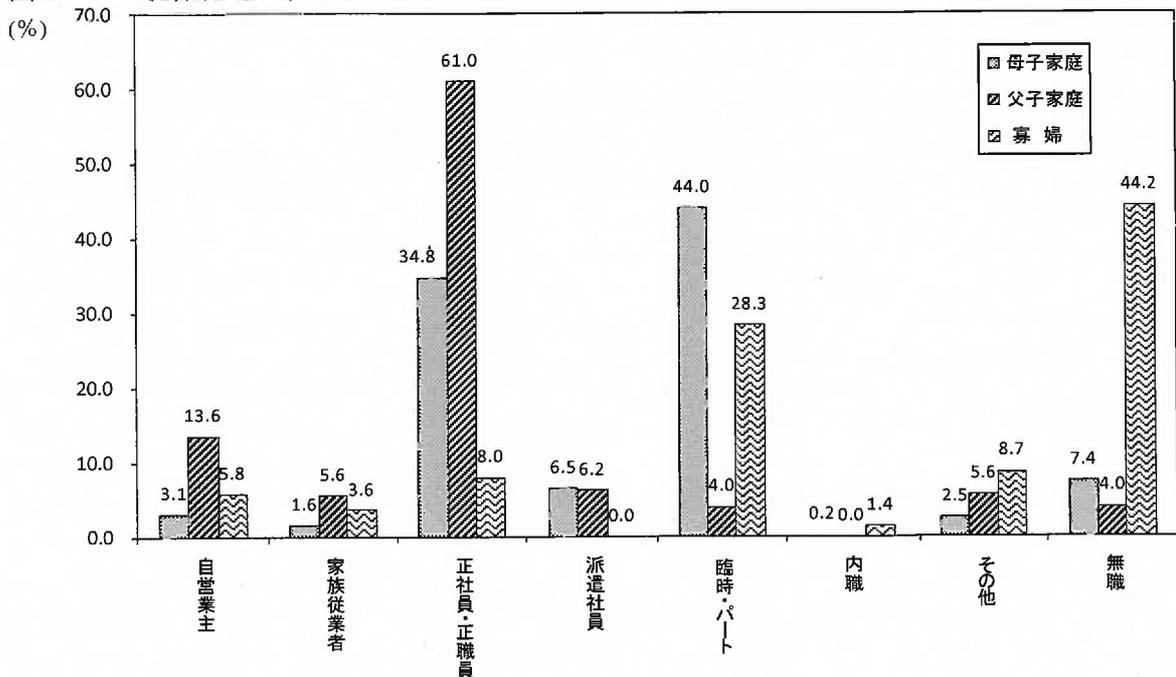


図5-2 就業形態 (H20)

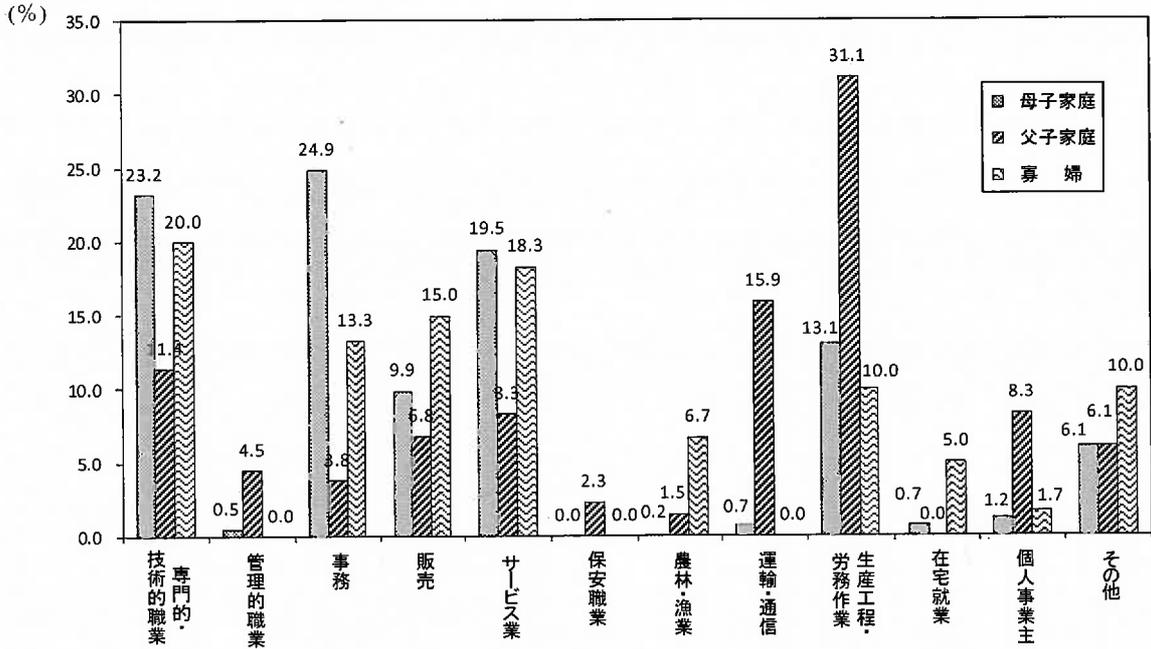


② 仕事の内容 (図6)

仕事の内容は、母子家庭では「事務従事者」が24.9%で最も高く、「専門的・技術的職業従事者」23.2%、「サービス業従事者」19.5%、と続いています。父子家庭では、「生産工程・労務作業従事者」が31.1%で最も高く、「運輸・通信従事者」15.9%、「専門的・技術的職業従事者」11.4%と続きます。

寡婦は、「専門的・技術的職業従事者」20.0%、「サービス業従事者」18.3%となっています。

図6 仕事の内容 (H25)



(7) 住居の状況

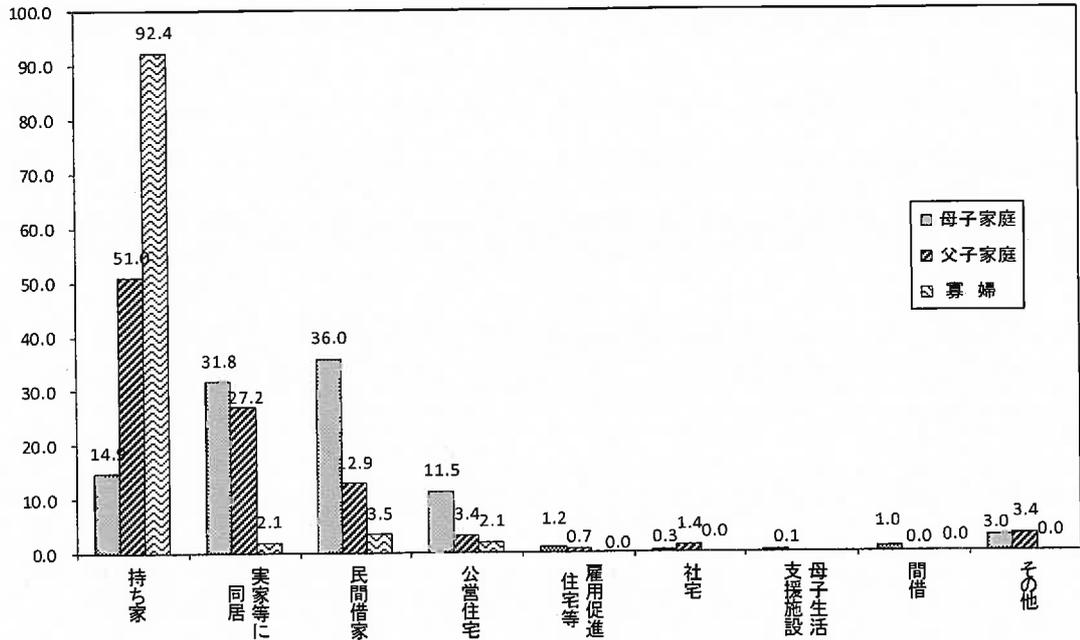
(図7)

住居の状況は、「持ち家」が、父子家庭が51.0%、寡婦が92.4%と、それぞれ過半数を超えています。母子家庭ではわずか14.9%にすぎません。

母子家庭では、「民間の借家」が36.0%と最も高く、「実家等に同居」が31.8%、「持ち家」14.9%、「公営住宅」11.5%と続いています。父子家庭では、「持ち家」に続いて、「実家」27.2%、「民間の借家」12.9%と続いています。

図7 住居の状況 (H25)

(%)



## (8) 養育費の状況 (母子家庭)

### ① 養育費の取り決め (表5)

養育費の取り決めは、「取り決めをしている」49.8%より、「取り決めをしていない」が50.2%とわずかに多くなっています。「取り決めをしている」母子家庭は、前回調査時と比べると0.9%増加しています。

全国と比較しても「取り決めをしている」割合は11.8%高くなっています。

表5 養育費の取り決め (単位:%)

養育費	平成25年度 岐阜	平成23年度 全国	平成20年度 岐阜
取り決めをしている	49.8	38.0	48.9
取り決めをしていない	50.2	60.2	51.1

全国：厚生労働省「全国母子世帯等調査」

### ② 養育費の受給額 (表6)

養育費を受給している母子家庭の平均受給額は月額43,357円で、平成20年の40,033円より3,324円増加しています。また、全国は43,482円であり、全国とほぼ同額となっています。

表6 養育費の平均受給月額 (単位:円)

養育費	平成25年度 岐阜	平成23年度 全国	平成20年度 岐阜
平均受給月額	43,357	43,482	40,033

全国：厚生労働省「全国母子世帯等調査」

### ③ 養育費の受給状況 (表7)

養育費を「現在も受けている」は28.9%、「受けたことがない」は53.7%で、「現在も受けている」人の割合は、全国の19.7%よりも高く、前回調査時24.6%より4.3%増加しました。

表7 養育費の受給状況 (単位:%)

養育費	平成25年度 岐阜	平成23年度 全国	平成20年度 岐阜
現在も受けている	28.9	19.7	24.6
受けたことがある	17.5	15.8	20.7
受けたことがない	53.7	60.7	54.7

全国：厚生労働省「全国母子世帯等調査」

(9) 行政への要望 (図8)

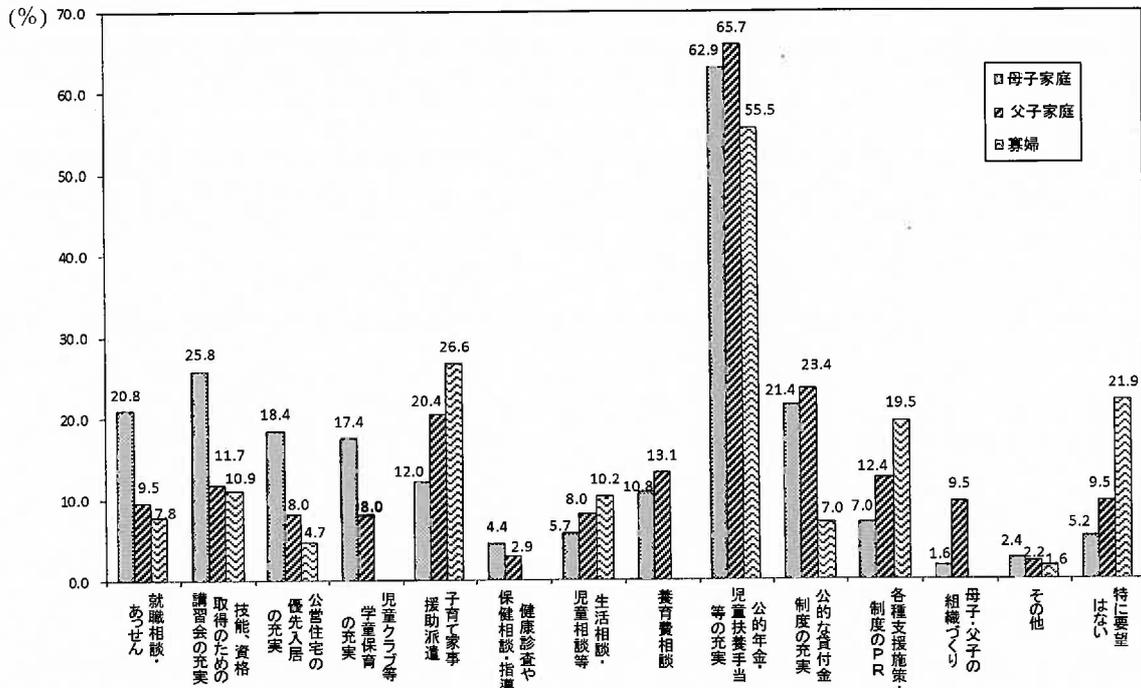
行政への要望としては、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が母子家庭で62.9%、父子家庭で65.7%、寡婦で55.5%とすべてにおいてもっとも高くなっています。

次いで、母子家庭は「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」25.8%、「公的な貸付金制度の充実」21.4%、「就職相談・あつせん」20.8%が続いています。

父子家庭では「公的な貸付金制度の充実」23.4%、「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」20.4%、「養育費に関する相談体制の充実」13.1%が続いています。

寡婦は、「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」が26.6%、「特に要望はない」が21.9%となっています。

図8 行政への要望



## 4 ひとり親家庭等を取り巻く課題

### (1) 母子家庭

#### (現状)

一番の悩みは生活費となっており、世帯の年間収入が200万未満の割合が約5割となっています。また、就業形態も約5割が非正規雇用となっています。そして、行政への要望としては、公的年金・児童扶養手当等の充実が最も多くなっており、次に技能、資格取得のための講習会の充実となっております。

#### (課題)

母子家庭に対しては、技能、資格取得のための講習会等を充実させ、正社員・正職員として働き、安定した収入が得られるように支援していく必要があります。

### (2) 父子家庭

#### (現状)

一番の悩みは生活費となっています。母子家庭より持ち家の割合は多いですが、借金・ローンの返済の悩みも多くなっています。世帯の年間収入で見ると、200～400万円未満で約半数を占めており、就業上の地位も正社員・正職員が約6割、自営業主が約2割となっていますが、預貯金額をみると50万円未満が約4割となっています。母子家庭に比べると収入は多いですが、預貯金額の割合はほぼ同じぐらいになっています。

そして、行政への要望としては、公的年金・児童扶養手当等の充実が最も多くなっていますが、次いで公的な貸付制度の充実、子育て家事援助派遣と続きます。

#### (課題)

父子家庭に対しては、仕事と家事の両立ができるよう生活支援に重点を置く必要があります。また、父子家庭へは公的な支援が拡充してきていることから、情報提供を積極的に行うとともに、相談機能の充実を図っていく必要があります。

### (3) 寡婦

#### (現状)

悩みがないという答えが一番多かったのですが、約4割が生活費、続いて健康と答えていました。行政への要望をみると、公的年金・児童扶養手当等の充実、子育て家事援助派遣、各種支援施策・制度のPRと続きます。

#### (課題)

寡婦に対しては、公的年金等の充実、家事援助への要望が多くなっていることから各種支援施策・制度についての情報提供を積極的に行っていく必要があります。

## 第3章 基本理念及び目標

基本理念、基本目標についてはこれまでの計画と同様とし、ひとり親家庭等の自立促進のための施策を総合的に推進していきます。

### 1 基本理念

岐阜県のひとり親家庭及び寡婦の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

### 2 計画の基本目標

岐阜県におけるひとり親家庭等の現状を分析したうえで、より安定した子育てや就業、生活ができるよう支援するために、以下の6つの基本目標を定め、総合的に推進します。

#### 目標1 相談機能及び情報提供の強化

ひとり親家庭の子育てや生活に関する悩みやひとり親家庭等の就業に関する悩みについて相談を受け、支援サービス等の情報を提供するとともに、支援実施機関と連携をとることにより相談機能及び情報提供の強化を図ります。

#### 目標2 就業支援の促進

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、職業能力向上のための講習会の開催や、講座受講に対する支援、就業情報の提供や就職あっせん等の就業支援に取り組みます。また、ひとり親家庭等に対する社会的な理解の促進を図り、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境づくりに向けて、企業や関係機関と連携を深めていきます。

#### 目標3 子育て支援及び生活支援

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業を両立できるよう、保育サービスの充実による子育て支援を図るとともに、ひとり親家庭の児童等の学習や日常生活を支援するほか公営住宅の優先入居の配慮等の生活支援を積極的に推進します。

#### 目標 4 養育費の確保に向けた支援

離婚したひとり親家庭の生活や子どもの健やかな成長のための養育費取得に関する意識啓発を行うとともに、養育費の取り決めや取得手続きに関する相談及び情報提供を行い、養育費の確保を促進します。

#### 目標 5 経済的支援

重要な経済的支えである児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度及び母子、父子家庭医療費助成制度などの福祉・保健制度などの情報提供に努めるとともに、適正な給付・貸付事務を行うことにより、ひとり親家庭等の経済的支援を行います。

#### 目標 6 母子・父子福祉団体の支援及び連携

地域の母子・父子福祉団体等の活動に対して支援を行うことにより、団体と連携してひとり親家庭等の自立支援の推進を図るとともに、母子・父子福祉団体等の育成を図ります。

### 3 重点目標

ひとり親家庭等の課題を把握し、適切な支援メニューにつなげるため、重点目標を下記の2つに決め、施策の柱としてひとり親家庭等の自立促進を推進していきます。

#### 重点目標 1 相談機能及び情報提供の強化

家庭ごとに抱える問題は様々であることから個々の事情に応じたきめ細やかな支援が必要です。県、市に配置されている母子・父子自立支援員（岐阜県では「ひとり親自立支援員」という。）は、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として、ひとり親家庭等の抱えている問題を詳しく把握し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行います。

また、地域ぐるみでひとり親家庭等への支援が行えるよう関係機関との連携を深めます。

## 重点目標 2 就業支援の促進

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るためには、非正規雇用から正社員・正職員への就業を支援し、より良い条件の就業につなげ収入を安定的に確保することが重要です。

ひとり親家庭等就業・自立支援センターで行う就業カウンセリングや技能取得、講習会、就業支援バンクを活用した就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを充実します。また、希望者には、一人ひとりと面談を行い、就業経験や生活状況、希望に応じた母子・父子自立支援プログラム（岐阜県では「ひとり親自立支援プログラム」という。）を策定し、職業能力の向上と求職活動に関する支援を強化します。資格取得を図るため、公共職業訓練の活用、職業能力開発のための給付金等の支給、ひとり親の学び直しの支援などを実施し、支援策の更なる周知と利用促進を図っていく必要があります。

## 第4章 計画推進のための施策の方向

### 1 計画の概要

計画の概要を表すものとして、基本目標を達成するための施策の展開、その効果等を次頁参考資料のフロー図にまとめました。

6つの基本目標とそれらに対する施策の主なものを掲げ、施策のもたらす効果が経済的基盤の安定・自立に結びつくというフロー図です。

第3期計画では、フロー図に示した自立を達成するため、基本目標のうち重点とした①相談機能及び情報提供の強化と②就業支援の促進を中心に取り組みを進めていきます。



## 2 基本目標を達成するための具体的施策と今後の方向

ひとり親家庭等の現状についての課題を解決するための6つの基本目標を達成するにあたり、下記の施策を実施していきます。

これらの施策については、毎年達成状況を確認し、ひとり親家庭等を取り巻く情勢について注視し、どう実態が変わったかを関係者等から意見聴取を行い、必要があれば計画の見直しを行います。

### 基本目標1 相談機能及び情報提供の強化

具体的な施策 ＜資料3 主な相談機関45～53頁＞	対象者		事業の 実施				
	ひとり親	寡婦					
<p>① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施</p> <p>県及び市の福祉事務所等に配置されたひとり親自立支援員がひとり親家庭等の生活、子育て、就業等の各種相談を受け付ける総合的な窓口として、自立に向けた支援を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>県（振興局福祉課・福祉事務所）</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>市（福祉事務所）※岐阜市除く</td> <td>27人</td> </tr> </table> <p>（平成25年度末時点）</p>	県（振興局福祉課・福祉事務所）	9人	市（福祉事務所）※岐阜市除く	27人	○	○	県・市
県（振興局福祉課・福祉事務所）	9人						
市（福祉事務所）※岐阜市除く	27人						
<p>② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、情報提供の充実</li> </ul> <p>相談員が就業に関する相談を中心に養育費相談やその他の相談にも応じ、適切な助言や情報提供等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施</li> </ul> <p>離婚・親権等の問題、消費者金融や悪徳商法などの問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施し、ひとり親家庭等の不安を取り除きます。</p>	○	○	県				
<p>③ 民生委員・児童委員による地域における相談支援</p> <p>地域に配置されている民生委員・児童委員がひとり親家庭等の相談に応じます。また、民生委員・児童委員が的確にひとり親家庭等の相談に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行います。</p>	○	○	県				
<p>④ ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化</p> <p>児童扶養手当等の認定手続きや現況報告時などの機会をとらえ、各市町村窓口等を通じて、ひとり親家庭等に対する行政サービスをわかりやすく説明したリーフレットを配布するなどして情報提供を行います。</p> <p>また、支援情報・育児情報等の総合的な情報提供をホームページに掲載します。</p>	○	○	県				
<p>⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の研修の実施</p> <p>ひとり親自立支援員等相談関係者が専門的な視点を持ちつつ寄り添い型の支援ができるよう資質向上を目的とした研修を実施します。</p> <p>特に、ひとり親家庭等就業・自立支援センターや県女性相談センター、ひとり親自立支援員等様々な機関で相談対応する相談員が情報交換を行い、互いに連携を強めることができる合同研修会を実施します。</p>	○	○	県				
<p>⑥ 女性相談センターにおける相談・情報提供の実施</p> <p>女性が抱える悩みや問題の解決方法を女性相談員と一緒に考え、助言や情報を提供するほか、心理カウンセリングなどを行います。また、配偶者からの暴力に悩む女性からの相談、保護を行い、自立に向けた支援を実施します。</p>	○ (母子のみ)	○	県				

具体的な施策 ＜資料3 主な相談機関45～53頁＞	対象者		事業 の 実施
	ひとり親	寡婦	
⑦ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介  ----- ハローワークでは、仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行います。予約制・担当者制となっており、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援します。	○	○	国

**基本目標2 就業支援の促進**

具体的な施策	対象者		事業 の 実施				
	ひとり親	寡婦					
① ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施 【再掲】  ----- ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等の就業サービスを行い、ひとり親等の自立支援をすることを目的としています。  ・就業支援事業（相談・情報提供）  センターの就業支援員が、個々の家庭の状況、職業能力の適正、訓練の必要性等の就業カウンセリングに基づいた助言を行い、就業に関する必要な情報提供を行います。  ・就業支援講習会  ひとり親等を対象にキャリアアップや就業に結びつけるため、「介護職員初任者研修」や「医療事務」、「WEBデザイン」等の技能取得講習会を実施し、より良い条件の就業につなげるための支援を行います。 [就業支援講習会受講者数の目標となる指標] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現状（H25年度末）</td> <td>47人</td> </tr> <tr> <td>目標（H31年度末）</td> <td>90人</td> </tr> </table> ・就業支援セミナー  就職経験がない、もしくは専業主婦であった期間が長く就業に不安を感じているひとり親等を対象に、就職準備や離転職に関する基本知識の習得や不安の解消を目的とした就業支援セミナーを実施します。  ・「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業  ひとり親等の求職活動を支援するため、希望する就業条件等の登録を行い（就業支援バンク）、電子メール等を活用して就業に有効な情報を提供します。  ・ハローワークと連携した就業支援の実施  ハローワークが保有する就業情報に直接アクセスし、より早い情報収集に努め、個々の状況、ニーズに応じた就業支援を実施します。	現状（H25年度末）	47人	目標（H31年度末）	90人	○	○	県
現状（H25年度末）	47人						
目標（H31年度末）	90人						
② ひとり親自立支援員による就業相談 【再掲】  ----- 県・市福祉事務所等のひとり親自立支援員がひとり親等の個々の状況を詳しく聞き取り、寄り添い型のきめ細やかな就業支援を行います。	○	○	県・市				

具体的な施策	対象者		事業 の 実施				
	ひとり親	寡婦					
<p>母子・父子自立支援プログラム策定事業等の実施 ③ (岐阜県では「ひとり親自立支援プログラム」という。以下「ひとり親自立支援プログラム」という。)</p> <hr/> <p>児童扶養手当受給者等のひとり親と個別に面接し、個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し、就業意欲の醸成を図るとともに、ハローワーク等とも連携しながら確実に就業につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得・スキルアップ支援活用プログラム プログラムに基づき、「高等職業訓練促進給付金」あるいは、「自立支援教育訓練給付金」または「ひとり親家庭等就業・自立支援センター講習会」等資格取得・スキルアップの支援制度を活用した後、さらに本人の意向を確認の上必要に応じて、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく支援事業につなぎ、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援が受けられるようにすることで、確実な就業を支援していきます。</li> <li>生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業に向けた支援事業の活用等 生活保護受給者等であるひとり親に対し、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業支援の活用やハローワークにおいて「公共職業訓練の受講あっせん」を受けて資格取得・スキルアップをしたり、「トライアル雇用」等を実施した後、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援を行っていくことで就業の支援をしていきます。</li> </ul>	○	○	国・ 県・ 市 (プログラム策定は、 県・市で実 施。その 後、支援に 合わせ国と 連携)				
<p>④ 自立支援給付金事業の実施</p> <hr/> <p>就業に結び付きやすい資格取得を目的に、養成機関で修業する際、その期間中の生活の不安から意欲があっても足踏みしてしまうことのないよう下記の自立支援給付金事業を通して安定した修業環境を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援教育訓練給付金事業 就業やキャリアアップのためにあらかじめ指定する教育訓練講座を意欲的に受講するひとり親に対して、教育訓練終了後に給付金を支給することにより、職業能力の開発を促進します。 【支給額】教育訓練にかかる費用の20% (上限10万円)</li> <li>高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親が看護師や保育士など、経済的自立に効果的な資格取得を目的とする養成機関に2年以上修業する場合に一定期間高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」という。)を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得への機会を拡充します。 また、養成機関の入学時の費用負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金(以下「修了支援給付金」という。)を修了後に支給する。 (対象資格：介護福祉士、保育士、(准)看護師、理学療法士、作業療法士) <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練促進給付金 【支給期間】修業期間 (上限24月) 【支給額】非課税世帯月額100,000円、課税世帯月額70,500円</li> <li>修了支援給付金 【支給額】非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円</li> </ul> </li> </ul> <p>【高等職業訓練促進給付金受給者数(岐阜市除く)の目標となる指標】</p> <table border="1"> <tr> <td>現状 (H25年度末)</td> <td>93人</td> </tr> <tr> <td>目標 (H31年度末)</td> <td>135人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親の学び直しに対する支援事業の実施 高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を講座修了時及び試験合格時に支給することで、ひとり親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げます。 【支給額】最大受講費用の6割 (上限15万円)</li> </ul>	現状 (H25年度末)	93人	目標 (H31年度末)	135人	○	—	県・市
現状 (H25年度末)	93人						
目標 (H31年度末)	135人						

具体的な施策	対象者		事業の実施
	ひとり親	寡婦	
⑤ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施 ----- ひとり親等が経済的自立を図ることができるよう、技能修得をするための資金を貸付けます。	○	○	県
⑥ ひとり親等の就業支援情報の交換会議の実施 ----- ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワークをはじめ、ひとり親等の就業を支援する関係機関が連携を図るため、定期的に情報交換会議を開催し、効果的な支援の検討や情報交換を行います。	○	○	県
⑦ 総合人材チャレンジセンター事業の実施 ----- 雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスで、個人の能力向上と就職促進を図ります。 毎週女性相談デーを実施し、女性の再就職を支援します。 ・ハローワーク等と連携した公共職業訓練の実施  国が実施する支援施策を積極的に活用できるようハローワーク等と連携を密にし、職業能力開発のための公共職業訓練の受講を促進します。	○	○	県
⑧ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用 ----- 就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援します。	○ (父子は、児童扶養手当受給者に限る。)	—	国
⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介 (きめ細かなマッチング・個別求人開拓) 【再掲】 ----- 職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業まで一貫して支援しています。	○	○	国
⑩ トライアル雇用奨励金の活用 ----- トライアル雇用奨励金を利用することで、トライアル雇用を実施する事業所を増やし、その後の常用雇用へつながる支援をします。	○	○	国
⑪ 職場適応訓練の受講 ----- 実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をします。	○	○	国
⑫ 公共職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練＋委託訓練）・求職者支援訓練）の受講指示 ----- 個々の雇用保険の給付状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得を目的とした公共職業訓練の受講を指示し、早期再就職を促進するための支援をします。	○	○	国
⑬ ひとり親に対する公共職業訓練の実施及び訓練手当の支給 ----- ハローワークの受講指示により公共職業訓練を受ける場合に、訓練手当を支給することで、訓練期間中の生活を保障しその後の就業を支援していきます。	○	—	県

具体的な施策	対象者		事業の実施
	ひとり親	寡婦	
⑭ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の研修の実施 ----- 専門的な視点できめ細やかな就業支援が行えるよう、ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上を図るため研修を行います。	○	○	県
⑮ ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討 ----- ひとり親等の雇用の促進に向け、各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、受注機会の増大を推進します。	○	○	県

**基本目標 3 子育て支援及び生活支援**

子 育 て 支 援															
具体的な施策	対象者		事業の実施												
	ひとり親	寡婦													
① 保育所の優先入所の推進 ----- ひとり親家庭の児童の保育所の優先入所を支援し、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○	—	市町村												
② 放課後児童クラブの利用推進 ----- 仕事と子育ての両立支援及び児童の放課後の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」にひとり親家庭の児童の優先入所を促進し、ひとり親家庭の就業を図ります。 [目標となる指標] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (H26. 5. 1)</th> <th>目標 (H31年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブの設置数</td> <td>333校区</td> <td>全小学校校区数 (372校区)</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブを午後5時半を超えて開設している市町村数</td> <td>38市町</td> <td>42市町村</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブへ登録できなかった児童数</td> <td>89人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (H26. 5. 1)	目標 (H31年度末)	放課後児童クラブの設置数	333校区	全小学校校区数 (372校区)	放課後児童クラブを午後5時半を超えて開設している市町村数	38市町	42市町村	放課後児童クラブへ登録できなかった児童数	89人	0人	○	—	市町村
項目	現状 (H26. 5. 1)	目標 (H31年度末)													
放課後児童クラブの設置数	333校区	全小学校校区数 (372校区)													
放課後児童クラブを午後5時半を超えて開設している市町村数	38市町	42市町村													
放課後児童クラブへ登録できなかった児童数	89人	0人													
③ 多様な保育サービスの推進 ----- 社会情勢や就業形態の多様化や、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、市町村が実施する延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図ります。 [目標となる指標] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (H26. 4. 1)</th> <th>目標 (H31年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育（保育時間11時間を超えての保育）を実施している保育所数</td> <td>282箇所</td> <td>288箇所</td> </tr> <tr> <td>休日保育を実施している市町村数</td> <td>9市町</td> <td>19市町村</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育を実施している市町村数</td> <td>35市町</td> <td>42市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (H26. 4. 1)	目標 (H31年度末)	延長保育（保育時間11時間を超えての保育）を実施している保育所数	282箇所	288箇所	休日保育を実施している市町村数	9市町	19市町村	病児・病後児保育を実施している市町村数	35市町	42市町村	○	—	市町村
項目	現状 (H26. 4. 1)	目標 (H31年度末)													
延長保育（保育時間11時間を超えての保育）を実施している保育所数	282箇所	288箇所													
休日保育を実施している市町村数	9市町	19市町村													
病児・病後児保育を実施している市町村数	35市町	42市町村													

子育て支援

具体的な施策	対象者		事業の実施									
	ひとり親	寡婦										
<p>④ 子育て短期支援事業の推進</p> <p>保護者の疾病、疲労などによる身体的・精神的負担を軽減する必要がある場合や仕事等の理由により、一時的又は数日間の養育支援等のニーズが生じた際に、児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活援助（ショートステイ）事業や夜間養護（トワイライト）事業等を実施する市町村の実施数の増加を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(H26.4.1)</th> <th>目標(H31年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショートステイを実施している市町村数</td> <td>23市町</td> <td>24市町村</td> </tr> <tr> <td>トワイライトステイを実施している市町村数</td> <td>11市町</td> <td>16市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状(H26.4.1)	目標(H31年度末)	ショートステイを実施している市町村数	23市町	24市町村	トワイライトステイを実施している市町村数	11市町	16市町村	○	—	市町村
項目	現状(H26.4.1)	目標(H31年度末)										
ショートステイを実施している市町村数	23市町	24市町村										
トワイライトステイを実施している市町村数	11市町	16市町村										
<p>⑤ 子育てサポートシステムの推進</p> <p>地域において子どもを預けたい人と、子どもを預かる人が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポートセンター事業の活用促進を図ります。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(H26.4.1)</th> <th>目標(H31年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数</td> <td>32市町</td> <td>42市町村</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業を実施している市町村数</td> <td>9市町</td> <td>14市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状(H26.4.1)	目標(H31年度末)	ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数	32市町	42市町村	ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業を実施している市町村数	9市町	14市町村	○	—	市町村
項目	現状(H26.4.1)	目標(H31年度末)										
ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数	32市町	42市町村										
ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業を実施している市町村数	9市町	14市町村										
<p>⑥ 児童等に対する学習支援事業</p> <p>大学生等のボランティアが地域の公共施設等において塾形式や児童の家庭を訪問する家庭教師形式でひとり親家庭の児童等の学習を支援する事業の活用促進を図ります。</p>	○	—	県									

生活支援			
具体的な施策	対象者		事業の実施
	ひとり親	寡婦	
① ひとり親家庭等日常生活支援事業			
ひとり親家庭等が修学や疾病などにより一時的に家事援助・保育等のサービスが必要となった場合や離婚直後で生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、居宅等へ家庭生活支援員を派遣し生活援助を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」等の利用促進を図ります。	○	○	市
② 公営住宅の優先入居の推進			
生活の安定を図るため、県営住宅、市町村営住宅へのひとり親世帯の優先入居制度を実施します。	○	—	県・市
③ 母子生活支援施設への入所保護			
死別や離婚等により居住先がない等の困難を抱えた母子家庭が安心して子育てや生活ができるよう、入所を希望する母子家庭を母子生活支援施設において保護するとともに、自立促進のための体制づくりを福祉事務所等関係機関とも連携し、支援します。	○ (母子のみ)	—	県・市

○子どもの成長に応じた子育て支援及び生活支援等一覧（参考）

0歳	6歳	12歳	18歳	20歳
	小学校	中学校	高校	
保育所優先入所推進	放課後児童クラブ利用推進			
子どもを一時的に預かる場の確保 (ファミリー・サポート・センター、ショートステイ、トワイライト)				
福祉医療(母子家庭等・父子家庭)制度				
母子生活支援施設の入所保護				
公営住宅の優先入所				
児童扶養手当[所得等の支給要件あり]				
旅客鉄道(株)の通勤定期乗車券割引制度[児童扶養手当受給者]				
ひとり親家庭等日常生活支援事業(市によって実施状況が異なる。)				
母子父子寡婦福祉資金貸付金				

**基本目標 4 養育費の確保に向けた支援**

具体的な施策	対象者		事業の実施
	ひとり親	寡婦	
<p>① 養育費の確保のための広報・啓発の推進</p> <p>-----</p> <p>離婚によって別に生活する世帯となっても子どもの養育は親の義務です。また、離婚家庭の子どもにとって生活の安定、子どもの健やかな成長を図るために、養育費の確保が重要であることについての社会認識が進むよう、母子・父子福祉団体等と連携して広報・啓発を行います。</p>	○	—	県
<p>② 養育費相談・養育費講習会の実施</p> <p>-----</p> <p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を設置して相談に応じるとともに養育費確保に向けた弁護士等専門家による養育費講習会を開催します。</p>	○	—	県
<p>③ 特別相談事業を利用した養育費に関する法律相談の実施</p> <p>-----</p> <p>一般相談では解決しにくい問題もあることから、弁護士等専門家による養育費相談を実施します。</p>	○	—	県

## 基本目標5 経済的支援

具体的な施策	対象者		事業の実施
	ひとり親	寡婦	
<p>① 児童扶養手当の支給</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。また、これまで手当支給対象とされていなかった公的年金給付等の受給者等についても、公的年金給付等の額に応じて、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給します。 【支給額(H26.4適用額)】第1子 月額41,020円、第2子 月額 5,000円 第3子 月額 3,000円 [所得額等支給要件あり]</p>	○	-	県・市
<p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施</p> <p>ひとり親家庭等に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けを行います。これまでは、貸付対象とならなかった父子家庭にも対象を拡充、生活安定のための支援を行っていきます。</p>	○	○	県
<p>③ 福祉医療（母子家庭等・父子家庭）制度についての補助</p> <p>病院等での医療費負担を軽減するため、市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付します。</p>	○	-	県・市町村
<p>④ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書</p> <p>生活の安定を図り、就業・修業支援を行うため、児童扶養手当受給者に対し、旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書を交付します。</p>	○	-	市町村
<p>⑤ 研修等による支援体制の整備</p> <p>児童扶養手当の給付事務や母子父子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めます。</p>	○	○	県

## 基本目標6 母子・父子福祉団体の支援及び連携

具体的な施策	対象者		事業の実施
	ひとり親	寡婦	
<p>① 母子・父子福祉団体との連携</p> <p>母子・父子福祉団体にひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を委託するとともに、行政情報の提供を積極的に行い、連携してひとり親家庭等支援の増進に努めます。</p>	○	○	県・市町村
<p>② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援</p> <p>(一般財団法人) 岐阜県母子寡婦福祉連合会の団体活動に対する支援として「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付します。</p>	○	○	県

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

母子父子寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」においては、「国、県、市町村が適切に役割を分担しながら互いに連携すること」が提言されており、本計画の推進にあたっては、国、市町村、さらには母子・父子福祉団体等の関係団体と連携して取り組んでいきます。

特に「就業支援の促進」に関しては、県商工労働部、ハローワークなどの行政機関、母子・父子福祉団体に委託したひとり親家庭等就業・自立支援センター等とひとり親家庭等の就業支援に関する情報交換会議を定期的で開催し、ひとり親家庭等に対する効果的な支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていきます。

### 2 国・市町村・関係団体との連携及び役割

#### (1) 国の役割

① ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案を行い、効果的な政策展開のための調査・研究の実施、ひとり親家庭等に係る施策の普及啓発、関係者の研修等を行うこととされています。

② 県が市等におけるひとり親家庭等施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討を行う際、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、県及び市町村の自立促進計画、施策や取り組みについて情報提供を行うなどの支援を行うこととされています。

#### (2) 県の役割

① 国の基本方針に即して策定した、「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親等の自立支援に向けた総合的な施策を展開します。

② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施するにあたり、県商工労働部、ハローワーク等関係機関と連携して、ひとり親家庭に対する就業支援情報交換会議を定期的で開催し、ひとり親家庭等に対する効果的な就業支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていきます。

- ③ 市町村が実施する就業支援や子育て支援、生活支援が円滑に進むよう担当者会議を開催するなどして、各種施策の情報提供を行います。

### (3) 市の役割

- ① 地域のひとり親家庭等の身近な窓口として相談に応じるとともに、きめ細やかな支援情報の提供を行うことが必要です。
- ② 国の基本方針に即した市の「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定や「母子・父子家庭自立支援給付金事業」をはじめとするひとり親への就業支援事業の実施等、地域の実情に応じたひとり親家庭等施策を推進することが求められています。

### (4) 町村の役割

- ① 地域のひとり親家庭等の身近な窓口として、相談に応じると共に、きめ細やかな支援情報の提供を行うことが必要です。
- ② 県と連携して、本計画が推進するひとり親家庭等への施策を、地域の実情に応じて推進することが求められています。

### (5) 母子・父子福祉団体の役割

- ① 当事者団体である母子・父子福祉団体においては、県内のひとり親家庭等の自立の促進に向けて、事業実施を含む共助活動や雇用促進などの主体的な活動を進めることが求められています。
- ② 関係機関と連携し、ひとり親家庭等の支援制度を効果的に活用することによりひとり親等の自立促進の求心力として活動を進めることが求められています。
- ③ 団体会員の高齢化や加入率の低下による組織活動の低下という課題に対し、次世代リーダーの育成や若い世代のひとり親の活動への参加を促進して、団体活動の活性化に取り組むことが求められています。

### 3 地域との協働

ひとり親家庭等が直面している様々な悩みや問題は、そのほとんどが、実際に生活している地域社会の中で解決するべきだと考えます。そのためには、子育てや生活支援等で地域住民や団体等による身近な地域支援活動が充実していくことが望まれます。また、ひとり親家庭等も積極的に地域活動に参加していくことが重要です。さらに民間企業には、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう職場環境を整えることが求められています。

#### (1) 地域での活動の推進

民生委員、児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体、NPO等によるひとり親家庭等に対する地域での支援活動を推進します。またそれぞれの活動を推進するだけでなく、団体間の連携を構築することで、地域の総合的な支援力を向上させます。

#### (2) ひとり親家庭等の地域活動への参加推進

ひとり親家庭等が身近な地域において、子育てや生活上の悩みや問題の解決に関する様々な情報を得るためにも、自らが積極的に地域のさまざまな団体や行事に参加することが必要です。これまで行われてきた母子・父子福祉団体等が主催するボランティア活動や地域行事に限らず、地域の多様な団体との交流を図ることを推進します。

#### (3) 民間企業における環境整備

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、ひとり親等の就業を促進するため、「特定求職者雇用開発助成金」や「試行雇用（トライアル雇用）奨励金」などの施策を積極的に活用するよう求めていきます。また、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実や取得促進など雇用環境を改善することが求められています。

## 資料1 第2期計画（計画期間 平成22年度～平成26年度） 施策の実績

### 目標1 相談機能及び情報提供の強化

ひとり親家庭等の相談件数は減少傾向ですが、今後もひとり親家庭等の様々な相談に応じられるよう、研修等を実施し、相談員の資質向上を図っていきます。

相談機関としての周知については、引き続き、児童扶養手当認定時、現況届時に市町村等窓口においてひとり親家庭等福祉施策の広報を行うとともに、ホームページの充実を行うなどして制度の周知を推進していきます。

#### ① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施

県・市の福祉事務所に配置しているひとり親自立支援員が、ひとり親等の就業、子育て、教育、貸付等の種々の相談を受けて自立に向けた支援を行っています。

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	11,833 件	10,740	10,622	8,999	8,652

#### ② ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談の実施

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	331 件	415	438	332	294

(就業相談、養育費を除くその他相談の件数)

#### ③ 特別相談事業による専門家の法律相談等の実施

(ひとり親家庭等就業・自立支援センター)

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	21 件	17	12	14	10

(養育費相談を除く)

④ 民生委員・児童委員による地域における相談支援

厚生労働大臣の委嘱を受けて地域に配置されている民生委員・児童委員が地域のひとり親家庭等の相談に的確に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行ってきました。

⑤ ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化

ひとり親家庭等が必要とする行政サービスの情報提供及び広報周知が求められているため、児童扶養手当等の各種手続き窓口や現況届提出時において、支援サービス情報の提供を行ってきました。

⑥ 父子家庭に対する支援情報・育児情報等の総合的な情報提供ホームページの開設

ひとり親家庭のうち父子家庭については、支援や育児等の情報の提供を受ける機会が少ないことから、県のホームページでの情報提供を行いました。

## 目標2 就業支援の促進

ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、受講料無料の介護職員初任者研修、ホームヘルパー2級、医療事務、パソコン等の講習会を実施してきました。受講日時に関しては、受講者の希望に対応した講座を可能な限り選択できるようきめ細かな配慮をしています。

また、県や市において実施する自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業において、医療事務等の教育訓練を受講する場合や看護師等資格取得のために養成学校等へ行く場合に給付金を支給しました。さらに、ハローワーク等を通して行う各種の公共職業訓練コースの情報提供、あっせんを行いました。

① ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施

・就業支援事業(相談・情報提供)

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	208 件	189	336	281	183

・就業支援講習会（受講者）

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
介護職員初任者研修	—	—	—	—	19
ホームヘルパー2級	22人	27	27	29	—
医療事務	15人	23	19	18	28
パソコン	27人	—	—	7	—

※ホームヘルパー2級は平成25年度から介護職員初任者研修に移行

・就業支援セミナー

就業に対する不安を取り除き、就業後の生活設計について知識を深めます。

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
受講者	7人	5	1	3	3

・「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業

県内の求人情報を中心に、積極的に情報提供を行いました。

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
登録者	241人	212	178	132	172

・ハローワークと連携した就業支援の実施

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
就業者	—人	—	44	21	34

- ② ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける「無料職業紹介所」の開設  
平成17年度より「無料職業紹介所」を開設し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業支援を推進しています。
- ③ ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページにおける就業支援事業紹介ページの内容の充実  
遠方の方でも就業支援事業が利用できるよう、ホームページにおける事業紹介を充実させると共に、電話やメールでの相談に対応できる体制の整備に努めました。

④ ひとり親自立支援員による就業相談

県・市福祉事務所のひとり親自立支援員がひとり親家庭等の就業についての相談を受付、支援しています。

・ひとり親自立支援員の配置状況

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
県(振興局福祉課等)	7人	7	8	8	9
市(福祉事務所)	24人	24	26	27	27

⑤ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の研修の実施

就業支援等の充実に向け、ひとり親自立支援員等就業相談関係者に対する研修を毎年実施しています。

⑥ 自立支援給付金事業の実施

・自立支援教育訓練給付金事業

年 度	21	22	23	24	25
県実施(町村)分	1人	2	1	0	0
市実施分	33人	19	17	16	14

・高等職業訓練促進給付金等事業

国の経済危機対策施策の一環として、平成21年6月から制度が改正され、支給額、支給期間とも変更されました。

年度	支給額(単位:円)		支給期間
	非課税世帯	課税世帯	
H21.5まで	103,000	51,500	後半の1/2
H23末まで	141,000	70,500	全期間
H24末まで			上限3年
H25以降	100,000		上限2年

受給者数は、平成26年6月1日現在一県13人、市74人(岐阜市除く)となっています。

高等職業訓練促進給付金等受給者数の推移

年 度	21	22	23	24	25
県実施(町村)分	12人	20	27	23	19
市実施分	98人	134	158	137	163

⑦ 市が実施する自立支援給付金事業の支援

市における自立支援給付金事業の円滑な取り組みのため、補助金を（平成24年度まで）交付するとともに情報提供等の支援を行いました。現在は全市で自立支援給付金事業を実施しています。（⑥の表に実績記載）

⑧ 母子家庭の母に対する訓練手当の支給

ハローワークの受講指示により技能修得を目的とした公共職業訓練及び職場適応訓練を受講する母子家庭の母に対して、訓練期間の生活を保障し、その後の就業を支援するための手当が支給されました。

年 度	21	22	23	24	25
受給者	10人	8	3	0	4

⑨ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

母子家庭の母及び寡婦の方に、経済的自立のための技能習得資金を貸し付けました。

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
件 数	7件	11	11	5	7

⑩ ひとり親等の就業支援情報の交換会議の実施

ハローワーク等関係機関と母子・父子福祉団体等との連携を図るため、ひとり親等の就業情報の交換会議を平成21年度から開催しています。

⑪ 公的機関及び企業におけるひとり親家庭等に考慮した雇用推進の啓発

公的機関及び企業における雇用について、ひとり親家庭等に考慮した雇用を推進するよう、各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、理解と協力を求めました。

⑫ ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討

同じく各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、理解と協力を求めました。県においても、平成17年度からハート購入制度の受注機関に岐阜県母子寡婦福祉連合会を加え、受注機会の増大を推進しています。

### 目標3 子育て支援及び生活支援

ひとり親家庭の父母等をはじめ、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため、「一時預かり」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「病児・病後児保育事業」等各種保育サービスへの支援を行っています。

特に県民ニーズの高い「病児・病後児保育事業」については、すべての市町村において実施できるよう支援を行ってきました。

今後もこれらの制度を充実させるほか地域ぐるみで子育てを支える取り組みを支援します。

#### (1) 子育て支援

##### ① 保育所の優先入所の推進の支援

市町村が実施するひとり親家庭の児童の保育所優先入所を支援しました。

##### ② 放課後児童クラブの利用促進による支援

「放課後児童クラブ」を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年 度	21	22	23	24	25
児童クラブ	307 ヲ所	341	352	360	363

##### ③ 多様な保育サービスの推進による支援

市町村が実施する延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育等の特別保育を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年 度	21	22	23	24	25
延長保育	33 市町村	38	35	38	37
休日保育	6 市町村	7	6	6	6
病後児保育	16 市町村	16	18	19	19
一時保育	35 市町村	36	38	36	37

\*児童福祉法改正により「一時保育」は平成21年度より「一時預かり」に名称変更

\*夜間保育については延長保育で対応することとしたため、実績なし

<参考>

年 度	21	22	23	24	25
延長保育	196 カ所	259	271	276	268
休日保育	6 カ所	7	7	8	6
病後児保育	10 カ所	11	13	16	15
一時保育	178 カ所	218	220	221	220

\*夜間保育については延長保育で対応することとしたため、実績なし

④ 子育て短期支援事業の推進による支援

保護者の事情に配慮して、一時的又は数日間の短期入所生活援助や夜間養護を実施しました。

年 度	21	22	23	24	25
ショートステイ	23 市町村	24	24	23	22
トワイライト	13 市町村	14	15	14	13

⑤ 子育てサポートシステムの推進による支援

育児の援助を希望するひとり親に対して、ファミリー・サポート・センター事業を推進しました。

年 度	21	22	23	24	25
ファミリーサポート	25 市町村	27	27	31	32

(2) 生活支援

① 養育費講習会

養育費の確保の強化に平成20年度から取り組んできましたが、受講希望者の減少がみられました。そのため、毎年県内5圏域で5回実施していた講習会を平成25年度より1年に1回とし5圏域で順番に実施することにしました。

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
受講者	28 人	29	22	20	6

② 母子家庭等日常生活支援事業

一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は、生活環境等の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭支援員を派遣する母子家庭等日常生活支援事業を実施しました。(H25年度実施市町村：大垣市、下呂市)

また、母子家庭等日常生活支援事業を実施する市に対し、補助金を交付しました。

年 度	21	22	23	24	25
件 数	13 件	0	0	20	20

③ 公営住宅の優先入居の推進

県営住宅の母子家庭の優先入居制度を実施しました。

年 度	21	22	23	24	25
母子向け管理戸数	—	44 世帯	44	44	44
母子世帯入居戸数	—	43 世帯	44	41	40

市町村営住宅の母子家庭の優先入居制度の推進を支援しました。

④ 母子生活支援施設への入所保護

死別や離婚等などにより居住先が無い母子家庭に対し、子育てと生活ができるよう母子生活支援施設への入所・保護を実施しました。

・ 県内母子生活支援施設における入所世帯数

年 度	21	22	23	24	25
施設数	5	5	5	5	5
定員数	84 世帯	84	84	84	84
入所状況	63 世帯	57	56	55	52

※1 各年度4月1日時点の数値

※2 平成24年度より1施設(定員10世帯)が休止中

## 目標4 養育費の確保に向けた支援

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を推進するため、養育費の取り決めなどについて広報・啓発につとめ、相談等に応じています。

### ① 養育費の確保のための広報・啓発の推進

母子・父子福祉団体等と連携して、養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めました。平成20年度からはひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置し、養育費の相談に応じるとともに、養育費講習会を実施しました。

・ 養育費相談件数 ※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	107件	57	54	65	70

### ② ひとり親家庭等生活支援講習会における養育費に関する研修の実施 弁護士等専門家による養育費に関する研修を実施しました。

### ③ 特別相談事業を利用した養育費に関する法律相談の実施 弁護士による養育費に関する法律相談を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
相談件数	11件	2	8	7	3

## 目標5 経済的支援

経済的支援の主なものは、福祉医療制度のほか、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の制度です。制度改正により、福祉医療費制度については平成15年度から、児童扶養手当においては平成22年8月から、父子家庭も対象とされました。また、平成26年10月から母子寡婦福祉資金貸付金については、父子家庭まで対象が拡充され、それに伴い、名称が「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改正されました。

### ① 児童扶養手当制度の実施

年 度	21	22	23	24	25
受給者	13,189人	14,703	14,979	15,739	13,184
支給額	6,124百円	6,386	6,822	6,881	6,847

### ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

※岐阜市除く

年 度	21	22	23	24	25
貸付件数	470件	490	468	409	376
貸付金額	235百円	248	238	216	200

\*貸付金には様々な種類がありますが、貸付件数の9割以上は子どもが高校や大学に進学するための修学資金（修学に必要な授業料、書籍代、通学費等）、就学支度金（就学に必要な入学金、被服等の購入費等）です。

\*平成26年10月より「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に名称変更

### ③ 市町村が実施する福祉医療(母子家庭等・父子家庭)制度についての補助

市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付し、支援を行いました。

年 度	21	22	23	24	25
補助金額	638,774千円	528,132	631,203	620,449	692,101
人 数	39,777人	41,840	41,849	41,951	40,992
件 数	486,217件	498,124	538,579	535,667	533,492

④ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書の交付

市町村において、児童扶養手当受給者に対し旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券割引証明書を交付しました。

⑤ 研修等による支援体制の整備

児童扶養手当の給付事務や母子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めました。

## 目標6 母子・父子福祉団体の支援及び連携

今後も母子・父子福祉団体の支援及び連携を図っていきます。

① 母子・父子福祉団体との連携

母子・父子福祉団体へ行政情報の提供を積極的に行いました。また、母子家庭等福祉施策事業（岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）を母子・父子福祉団体へ委託しました。

② 公共施設内における自動販売機等の優先設置の推進

ひとり親家庭等の自立促進を目的として、公共施設内における自動販売機等について、母子・父子福祉団体等が設置及び運営を円滑に進められるよう配慮しました。

③ 母子・父子福祉団体の活動に対する支援

県のひとり親家庭等福祉向上のための中枢機関である（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会に対し、「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付しました。

## 資料2 用語解説

- あ** 一時保育 保護者の疾病などにより、一時的または緊急的に保育を必要とする子どもを対象に実施する保育
- 延長保育 通常は午後6時頃になっている保育所の閉園時間を延長して実施する保育
- か** 家庭生活支援員 ヘルパー等の資格を持つ生活援助者
- 高等職業訓練促進給付金等 看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関において修業するひとり親に対し、修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給
- こ** 児童扶養手当 父母が離婚した、あるいは父が死亡した等の児童を養育している父母、または父母が監護しない場合において養育する養育者に支給される手当
- ショートステイ 保護者が仕事・病気・育児疲れ等の事由により、家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を児童養護施設等で短時間で預かるサービス
- 自立支援教育訓練給付金事業 職業能力開発のため、国が対象としている講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等）を受講したひとり親に対して、給付金を支給
- た** トライアル雇用 職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3ヶ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとする制度
- トワイライトステイ 保護者が仕事等の理由により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合など、家庭での養育が困難となった家庭の児童を児童養護施設等で一時的に短時間預かるサービス
- は** ハート購入制度 障がい者を多数雇用している企業や在宅就業支援団体、障害福祉サービス事業所等及び母子・父子福祉団体に対し、岐阜県が優先的に物品又は役務の発注を行う制度
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター 就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、ひとり親等の自立支援を総合的に行う機関

ひとり親 自立支援 員	県の振興局等福祉課や市の福祉事務所において、ひとり親家庭等に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者
病児・病 後児	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に保育所や病院等に付設された専用スペース等において、看護師、保育士が一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった子どもへの緊急対応として、保護者が迎えに来るまでの間預かる保育
ファミ リー・サ ポート・ センター	育児の援助を受けたい会員と育児サービスを行いたい会員による有償の相互援助活動を行う会員組織
福祉医療 制度	所得の低い母子家庭、父子家庭等について、病院等で要した医療費の自己負担分を助成する制度（助成内容は市町村により異なる。）
放課後児 童クラブ	小学校に就学している児童で、就労等で保護者が昼間家庭にいない場合に、学校の授業終了後、専用の場所で、適切な遊び場や生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの
母子生活 支援施設	死別や離婚等により居住先が無い等の困難を抱えた母子家庭が安心して子育てと生活ができるよう、入所・保護し、自立を支援する施設
母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金
母子・父 子福祉団 体	ひとり親家庭等の福祉を増進することを主たる目的とし、営利を目的としない法人で役員半数が配偶者のない女子又は配偶者のいない男子である団体のこと
ま 民生委 員・児童 委員	地域ごとに置かれる、厚生労働大臣の委嘱を受けて生活や子育て等について広く相談に応じる者

### 資料3 主な相談機関

#### 1 総合的な相談窓口

##### ■ 県振興局、福祉事務所

名称	電話番号 (代表)	内線	電話番号 (直通)	住所	相談種別					ひとり 親自立 支援員 の教 育 (125年末時点)	備考
					就業	子育て	生活全般	生活資金	その他 (養育費 等)		
岐阜地域福祉事務所 福祉課	058-272-1111	3237 3238	058-272-1929	岐阜市藪田南2-1-1	○	○	○	○		2人	
西濃振興局 福祉課	0584-73-1111	234 232	-	大垣市江崎422-3 西濃総合庁舎	○	○	○	○		1人	
西濃振興局揖斐事務所 福祉課	0585-23-1111	243	-	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	○	○	○	○		1人	
中濃振興局 福祉課	0574-25-3111	246 247	-	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	○	○	○	○		1人	
中濃振興局中濃事務所 福祉課	0575-33-4011	257 258	-	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	○	○	○	○		1人	
東濃振興局 福祉課	0572-23-1111	272	-	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	○	○	○	○		1人	
東濃振興局恵那事務所 福祉課	0573-26-1111	227	-	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	○	○	○	○		1人	
飛騨振興局 福祉課	0577-33-1111	273 274	-	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	○	○	○	○		1人	

■市町村

名称	電話番号 (代表)	内線	電話番号 (直通)	住所	相談種別				ひとり 自立 親 支援員 の数 (平成25年末 時点)	備考
					就業	子育て	生活全般	生活資金		
岐阜市 子ども家庭課	058 - 265 - 4141	2206	058 - 214 - 2396	岐阜市今沢町18	○	○	○	○	2人	
大垣市 子育て支援課	0584-81-4111	463	0584-47-7092	大垣市丸の内2-29	○	○	○	○	2人	子育てなんでも相談室 (子育て相談) 0800-200-7114 0584-47-7014
高山市 子育て支援課	0577-32-3333	2911	0577-35-3140	高山市花岡町2-18	○	○	○	○	4人	
多治見市 子ども支援課	0572-22-1111	2353	-	多治見市音羽町1-71-1	○	○	○	○	1人	
関市 子ども家庭課	0575-22-3131	2131	0575-23-7733	関市若草通3-1	○	○	○	○	1人	
中津川市 福祉相談室	0573-66-1111	569	-	中津川市かやの木町2-5	○	○	○	○	1人	
美濃市 健康福祉課	0575-33-1122	142 153	-	美濃市1350	○	○	○	○	1人	
瑞浪市 社会福祉課	0572-68-2111	161	-	瑞浪市上平町1-1	○	○	○	○	2人	子育て支援室 (子育て相談) 0572-68-2111
羽島市 福祉課	058-392-1111	2512	058-392-9931	羽島市竹鼻町55	○	○	○	○	1人	

名称	電話番号 (代表)	内線	電話番号 (直通)	住所	相談種別				ひとり 親自立 支援員 の教 (125年末 時点)	備考
					就業	子育て	生活全般	生活資金		
恵那市 社会福祉課	0573-26-2111	191	-	恵那市長島町正家1-1-1	○	○	○	○	1人	社会福祉課 こども子育て支援室 (子育て相談) 0573-26-2111
美濃加茂市 こども課	0574-25-2111	327	-	美濃加茂市太田町3431-1	○	○	○	○	1人	
土岐市 子育て支援課	0572-54-1111	154	-	土岐市土岐津町土岐口2101	○	○	○	○	1人	
各務原市 子育て支援課	058-383-1111	2522	058-383-1131	各務原市那加桜町1-69	○	○	○	○	2人	
可児市 こども課	0574-62-1111	3147	-	可児市広見1-1	○	○	○	○	1人	
山県市 福祉課	0581-22-2111		0581-22-6837	山県市高木1000-1	○	○	○	○	1人	
瑞穂市 福祉生活課	058-327-4111	194	058-327-4123	瑞穂市別府1288	○	○	○	○	1人	
飛騨市 市民児童課	0577-73-2111	2145	0577-73-7464	飛騨市古川町本町2-22	○	○	○	○	2人	福祉課発達支援センター (子育て相談) 0577-73-7483
本巣市 子ども大切課	0581-34-2511		058-323-7753	本巣市下真桑1000 (真正分庁舎)	○	○	○	○	1人	
郡上市 児童家庭課	0575-67-1121	1132	0575-67-1817	郡上市八幡町島谷228	○	○	○	○	1人	
下呂市 児童福祉課	0576-52-2882	613	0576-52-2882	下呂市萩原町萩原1166-8	○	○	○	○	1人	
海津市 社会福祉課	0584-53-1111	2219 2221	0584-53-1139	海津市海津町高須515	○	○	○	○	1人	

名称	電話番号 (代表)	内線	電話番号 (直通)	住所	相談種別				備考
					就業	子育て	生活全般	生活資金	
岐南町 福祉課	058-247-1331	113	058-247-1348	羽島郡岐南町八剣7-107	○	○	○	○	生涯教育課子どもの人権オ ンブズパートナー事務局 (子育て相談) 058-247-1395
笠松町 福祉健康課	058-388-1111	135	058-388-1116	羽島郡笠松町司町1	○	○	○	○	-
養老町 健康福祉課	0584-32-1100	357	0584-32-1105	養老郡養老町高田798	○	○	○	○	-
垂井町 健康福祉課	0584-22-1151	203	-	不破郡垂井町1532-1	○	○	○	○	-
関ヶ原町 住民課	0584-43-1111	161	0584-43-1113	関ヶ原町大字関ヶ原894-58	○	○	○	○	-
神戸町 子ども家庭課	0584-27-3111	142 143	-	安八郡神戸町大字神戸1111	○	○	○	○	-
輪之内町 福祉課	0584-69-3111	153	-	安八郡輪之内町四郷2530-1	○	○	○	○	-
安八町 福祉課	0584-64-3111	246	0584-64-7104	安八郡安八町水取161	○	○	○	○	-
揖斐川町 子育て支援課	0585-22-2111	242	-	揖斐郡揖斐川町三輪133	○	○	○	○	-
大野町 福祉課	0585-34-1111	164	-	揖斐郡大野町大字大野80	○	○	○	○	-
池田町 健康福祉課	0585-45-3111	151	0585-45-0734	揖斐郡池田町六之井1468-1	○	○	○	○	-
北方町 福祉健康課	058-323-1111	254	058-323-1119	本巣郡北方町北方1323-5	○	○	○	○	-

名称	電話番号 (代表)	内線	電話番号 (直通)	住所	相談種別				ひとり 親自立 支援員 の教 育 (025年未 時点)	備考
					就業	子育て	生活全般	生活資金		
坂祝町 こども課	0574-26-7111	232	—	加茂郡坂祝町取組46-18	○	○	○	○	—	福祉課保健センター (子育て相談) 0574-26-7111
富加町 福祉保健課	0574-54-2111	163	0574-54-2183	加茂郡富加町滝田1511	○	○	○	○	—	教育課児童家庭相談窓口 (子育て相談) 0574-54-2108
川辺町 住民課	0574-53-2511		0574-53-2513	加茂郡川辺町中川辺1518-4	○	○	○	○	—	
七宗町 住民課	0574-48-1111	152	0574-48-1112	加茂郡七宗町上麻生2442-3	○	○	○	○	—	教育課 (子育て相談) 0574-48-1111
八百津町 健康福祉課	0574-43-2111	2564	—	加茂郡八百津町八百津3903-2	○	○	○	○	—	
白川町 保健福祉課	0574-72-1311	365	—	加茂郡白川町715	○	○	○	○	—	教育課 (子育て相談) 0574-72-2317
東白川村 保健福祉部門	0574-78-2100	632	—	加茂郡東白川村神土548	○	○	○	○	—	
御嵩町 福祉課	0574-67-2111	2114	—	可見郡御嵩町御嵩1239-1	○	○	○	○	—	
白川村 村民課	05769-6-1311	152	—	大野郡白川村鳩谷517	○	○	○	○	—	

## 2 就業関係の相談窓口

### ■ ひとり親家庭等就業・自立支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金 その他 (養育費 等)	
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	058-268-2569	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階	○		○	○	養育費相談、特別相談 (弁護士相談)の実施あり

### ■ 公共職業安定所 (ハローワーク)

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金 その他 (養育費 等)	
ハローワーク岐阜	058-247-3211	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	○				
ハローワーク大垣	0584-73-8609	大垣市藤江町1-1-8	○				
ハローワーク揖斐	0585-22-0149	揖斐郡揖斐川町極楽寺村前95-1	○				
ハローワーク多治見	0572-22-3381	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎内	○				
ハローワークブラザ可児	0574-63-5586	可児市下恵土5166-1 可児市総合会館分室1階	○				
ハローワーク高山	0577-32-1144	高山市上岡本町7-478	○				
ハローワーク恵那	0573-26-1341	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	○				
ハローワーク関	0575-22-3223	関市西本郷通4-6-10	○				
ハローワーク岐阜八幡	0575-65-3108	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎内	○				
ハローワーク美濃加茂	0574-25-2178	美濃加茂市深田町1-206-9	○				
ハローワーク中津川	0573-66-1337	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	○				

■ 岐阜県総合人材チャレンジセンター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金	
岐阜県総合人材 チャレンジセンター本所	058-278-1149 ※電話での相談は行っておりません。	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2F	○				
岐阜県総合人材 チャレンジセンター サテライトぎふ	058-214-3081 ※電話での相談は行っておりません。	岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG 2F	○				
岐阜県総合人材 チャレンジセンター サテライトたじみ	0572-25-0057 ※電話での相談は行っておりません。	多治見市本町1-2 多治見駅前プラザ・テラ4F	○				

### 3 その他の相談窓口

#### ■ 養育費相談支援センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金 その他 (養育費等)	
養育費相談支援センター	03-3980-4108	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・5階				○	

#### ■ 女性相談センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金 その他 (養育費等)	
岐阜県女性相談センター	058-274-7377	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階				○	・夫等からの暴力 ・結婚・離婚または異性 間のこと等

#### ■ 子ども・家庭110番

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金 その他 (養育費等)	
子ども・家庭110番	0120-76-1152	(電話相談になります。)		○			

#### ■ 母子・父子福祉センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金 その他 (養育費等)	
高山市母子・父子福祉センター	0577-35-0294	高山市昭和町2-68-1		○			
多治見市母子・父子福祉センター	0572-25-1133	多治見市太平町2-39-1		○			
土岐市母子・父子福祉センター	0572-57-6661	土岐市下石町1060		○			

■ 子ども相談センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考
			就業	子育て	生活全般	生活資金	
中央子ども相談センター	058-273-1111	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館	○				
西濃子ども相談センター	0584-78-4838	大垣市禾森町5の1458の10	○				
中濃子ども相談センター	0574-25-3111	美濃加茂市古井町下古井2610の1 可茂総合庁舎	○				
東濃子ども相談センター	0572-23-1111	多治見市上野町5の68の1 東濃西部総合庁舎	○				
飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	高山市千島町35の2	○				

■ 岐阜県精神保健福祉センター

名称	電話番号	住所	相談種別				備考	
			就業	子育て	生活全般	生活資金		その他(養育費等)
岐阜県精神保健福祉センター	058-231-9774	岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内					○	こころの健康などに関する相談

■ 日本司法支援センター岐阜地方事務所 (法テラス岐阜)

名称	電話番号	住所	相談種別				備考	
			就業	子育て	生活全般	生活資金		その他(養育費等)
日本司法支援センター 岐阜地方事務所 (法テラス岐阜)	050-3383-5471 ※法律相談は面談で予約制です。 ただし、資力要件があります。	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2階					○	法律相談

## 資料4 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱・名簿

### 岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）の策定にあたって企画推進を図るため岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自立促進計画の策定に関する事項について調査検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体、経済団体、母子寡婦福祉団体等の代表者
- (3) 公募による県民
- (4) その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日より平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年8月17日から施行する。

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

### <岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会名簿>

区分	所属機関等	職氏名	
学識	カンビレッジ国際医療福祉専門学校	学校長	委員長
		岐阜大学名誉教授 小林 月子	
当事者	一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会	会長 渡邊 ヨシ子	副委員長
	一般公募（父子家庭の父親）	武山 泰治	
福祉	岐阜県民生・児童委員協議会	会長 本田 學	
母子支援施設	岐阜県母子生活支援施設連盟会	カンフラー華陽施設長 西脇 正博	
経済	一般社団法人岐阜県経営者協会	事務局長 舟渡 克行	
行政	岐阜労働局職業安定部職業安定課	課長 倉田 勝	
	多治見市子ども支援課	主任 河野 なつ美	
	岐阜県商工労働部労働雇用課	課長 渡辺 明德	
	岐阜県女性相談センター	所長 杉岡 悦子	

(敬称略)